

保護者様

共同利用契約に関するご案内

令和4年10月吉日

1. 企業主導型保育園とは

全国で待機児童の問題が表面化してくるにあたり、地方自治体や社会福祉法人等だけでなく、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に創設されました。当園についても、株式会社ビバが運営しています。

2. 共同利用契約とは

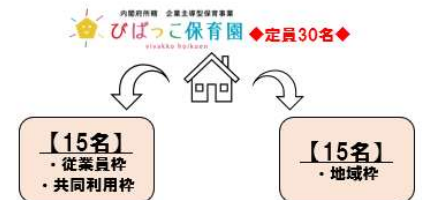
企業主導型保育園は、2種類の枠にて園児を受け入れています。

①従業員枠（園児定員の50%）

- ・弊社（株式会社ビバ）の従業員の児童
- ・弊社（株式会社ビバ）と共同利用契約を締結した企業の従業員の児童

②地域枠（園児定員の50%）

- ・上記以外の上記以外の児童



この枠に則り園児を受け入れることで、運営費・施設整備費について、認可施設並みの助成が受けられるため、保育料を適正な認可保育所並みの金額に設定可能です。適正な園運営のため、以下に該当する企業等にお勤めの保護者様（父母どちらかで可）には、弊社と「共同利用」を締結いただき、従業員枠での受け入れをお願いします。

◆共同利用を締結できる契約先の企業の条件◆

- ・勤務先が厚生年金適用事業所であること。
※株式会社、法人等は問いませんが、公務員の方は対象外となります。

なお、当園におけるこの共同利用契約に関わる費用の支払いは一切ございません。

その他、共同利用につきましては、児童育成協会 HP の Q&A

(<https://www.kigyounaihoiku.jp/ufaq-category/sharing>) もご確認ください

正式にご入園が決定し、共同利用契約締結をお願いする場合には、当園担当者が直接お勤め先の担当者様とやり取りをします。その際は、事前に保護者様にもそ

の旨をお伝えしますので、ご安心ください。

3. 共同利用契約の可否等について

事前に共同利用契約が可能かどうかをご確認いただき、記載いただけますと、例えば残り枠で従業員枠でのご案内しかできないとなったときに、優先的にご案内しやすくなります。もし、事前にお勤め先の人事・総務等のご担当の方にお伺いいただけるのであれば、その結果を入園申込書にご記載ください。

なお、こちらの記入内容が必ず入園選考の要因になる訳ではございませんので、ご安心ください。お勤め先に聞けない等のご事情がある場合は、「相談可○」等の記載にていただいても構いません。

【入園申込書】

※共同利用枠…利用可:◎、相談可:○、不可:×、対象外:空白

ご家族状況	氏名	続柄	性別	生年月日	勤務先名/通学先等	※共同利用
世帯構成	(フリガナ)		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		
	(フリガナ)		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		
	(フリガナ)		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		
	(フリガナ)		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		
	(フリガナ)		男・女	昭和 平成 令和 年 月 日		

上記内容につきまして、ご不明点等ございましたら、お気軽に当園までお問い合わせください。

以 上